

求人者・求職者の皆様へ

・ 事業所名 有限会社 S. A. アソシエーション 許可番号（21-ユ-300401）

●取扱職種の範囲等

- ・ 職種は 全職種
- ・ 地域は 国内、フィリピン共和国、インドネシア共和国、スリランカ民主社会主義共和国
* 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 500,000 円） 上記のうちどちらか高い方とする。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 500,000 円） 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 500,000 円） 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 伊東奈々 連絡先 050-3110-0355

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- （1）求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の伊東奈々です。
- （2）当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。
 - 第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は職業紹介担当の役員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 伊東奈々 とする。
 - 第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
 - 第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
 - 第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 伊東奈々 とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。
- ・ 紹介料を一括支払の場合、紹介した人材が一定期間内に 自己都合で退職した場合、御社はお支払いいただいた手数料の 返金請求を行うことができます
- ・ 返金額に関しては採用後の期間に応じて変動いたします
- ・ 手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります
- ・ 紹介した人材が、自己の都合により、1 か月未満で退職した場合は紹介手数料の100%相当額、1 か月以上2 か月未満で退職した場合は50%相当額、2 か月以上3 か月未満で退職した場合は25%相当額を返金いたします。